

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金（商店街活性化近代化事業）
補助事業等の目標	市内商店街の魅力ある街づくり
補助事業等の対象者	市内に所在する事業者等の団体
補助対象経費	商店街の近代化を図り、魅力ある街づくりをするため、日常的実践的商店街活動の改善策等について調査、研究、企画及び計画に要した会議費・食料費を除く経費のうち、商店街を活性化するため必要経費として認められるもの。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で 30 万円を限度とし経費の 1 / 2 以内
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 商業振興対策として、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。（附属して提出を要する書類等を添付）
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正（平成 29 年 4 月 1 日 施行）